

○財務省告示第二百九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年五月十四日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年六月七日

財務大臣 安住 淳

| 一 | 名称及び記号 |
|---|--|
| 一 | 利付国庫債券（二十年）（第百回）及び利付国庫債券（三十年）（第八回、第十回、第十四回、第十八回、第二十六回、第十七回、第十八回、第二十二回、第二十五回、第二十八回、第三十回、第三十一回及び第三十二回） |
| 二 | 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 |
| 三 | 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 四 | 発行方法 利回り格差（第十七号）に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行 |
| 五 | 募入決定の方法 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。 |
| 六 | 発行額 額面金額で二千九百八十六億円 |

七 払込金額
八 最低額面金
九 振替単位

十一 発行行
十二 発行価格

十三 利率
十四 経過
十五 払込み

三 内訳（別表のとおり）
七 万 千 百 四 十 億 二 千 九 百 三 十
五 万 千 円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最も金額とす。整数倍の金額によるものとす。平成十四年五月十四日発行対象国債のごとく、額面金額にたいして、償還式による算出した金額

$$\frac{1 + \left(\frac{\text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} + \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}{100}$$

(一) 別表のとおり
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額を加えた算
式により算出した第二
十号の規定する期日に
払込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の利率の総額×各発行対象国債の発行日かまが、
100×各発行対象国債の発行日かまが、
支規数に子場の発行期日は、
日利に子に日

(二) 発行時におい、その利子
に係る所得税が源泉徴収され
るものとして振替口座簿の
口座記載又は振替記録の算
式

二十十八 十十五 十四

償還期 償還額 入札の基 準とする 各発行の 対象債の 利息回り 元利金の 払場所支 入札参加 者 払込期日

利子

平成二十四年五月十四日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行とす。債の平均値の単

（別表のとおり） 額面金額のつぎ百円 平成二十四年五月十日付で日本 証券業協会が発した公社債店 頭売買取参考統計表に掲載され た各発行の対象債の平均値の単 利回り。 日本銀行とす。債の平均値の単 日利回り。 財務大臣から通知を受けた者

第十号に規定する発行日の各 発行対象債の支払期に支払 式により算出された金額を、 算式に支払期に支払うに 日支払うに支払うに支払うに 日支払うに支払うに支払うに 日支払うに支払うに支払うに

$$\frac{\text{償還額} \times \text{各発行の利率}}{100 \times 1} \times 2$$

(別表)

| 名称及び記号 | 利率(年) | 償還期限 | (発行額面金額) |
|--------------|-------|------------|----------|
| 利付国庫債券(第三十回) | 二・五% | 平成二十五年三月 | 二百二十五億円 |
| 利付国庫債券(第三十回) | 二・三% | 平成二十四年十月 | 一億円 |
| 利付国庫債券(第三十回) | 二・五% | 平成九年四月二十八日 | 八十七億円 |
| 利付国庫債券(第三十回) | 二・三% | 平成十年四月二十七日 | 二百七十八億円 |
| 利付国庫債券(第三十回) | 二・五% | 平成九年四月二十七日 | 七百六十九億円 |
| 利付国庫債券(第三十回) | 二・三% | 平成九年三月二十七日 | 百六十億円 |
| 利付国庫債券(第三十回) | 二・四% | 平成十年四月二十六日 | 七百七十八億円 |
| 利付国庫債券(第三十回) | 二・五% | 平成九年四月二十六日 | 八百億円 |
| 利付国庫債券(第三十回) | 二・四% | 平成九年三月二十六日 | 百九十五億円 |
| 利付国庫債券(第三十回) | 一・一% | 平成九年三月二十五日 | 百六十六億円 |
| 利付国庫債券(第三十回) | 一・八% | 平成十年四月十四日 | 十二億円 |
| 利付国庫債券(第三十回) | 二・二% | 平成三年四月十日 | 百十六億円 |

| | | |
|--------------|--------------|--------------|
| （利付第三十年庫債回券） | （利付第三十年庫債回券） | （利付第三十年庫債回券） |
| 二・三% | 二・二% | 二・三% |
| 日年平三成五月二十二 | 日年平九成五月二十一 | 日年平三成五月二十一 |
| 十五億円 | 七十二億円 | 十二億円 |